

日バス協業第210号  
令和2年7月3日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤 憲一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律及び  
移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正する告示の施行について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
この度、国土交通省自動車局旅客課長より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の  
促進に関する法律の一部を改正する法律及び移動等円滑化の促進に関する基本方針  
の全部を改正する告示の施行について」、別紙のとおり通達がありました。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
(令和2年法律第28号。以下「改正法」という。)が令和2年5月20日に公布され、  
今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律  
の一部の施行期日を定める政令(令和2年政令第191号)により、改正法の規定の一  
部が令和2年6月19日(他の規定は令和3年4月1日)から施行されました。

また、改正法の施行を踏まえ、移動等円滑化の促進に関する基本方針の全部を改正  
する告示(令和2年国家公安委員会・総務省・文部科学省・国土交通省告示第1号)  
が施行されました。改正法及び告示改正の概要及び施行日は、国総安政第19号通知(1)  
及び(2)のとおりです。

つきましては、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろし  
くお願い致します。

【問合せ先】

(公社)日本バス協会業務部 稲田、松浦  
電話：03-3216-4014